

令和 5 年

市議会 3 月定例会議案

知立市

令和 5 年市議会 3 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 1 号	令和 4 年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 1 号）
土 開	報告第 2 号	令和 5 年度知立市土地開発公社事業計画及び予算
子ども	報告第 3 号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
健 康	報告第 4 号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
協 働	同意第 1 号	知立市公平委員会委員の選任について
協 働	同意第 2 号	知立市公平委員会委員の選任について
教 庶	同意第 3 号	知立市教育委員会委員の任命について
環 境	議案第 1 号	第 3 次知立市一般廃棄物処理基本計画の変更について
総 務	議案第 2 号	知立市個人情報保護に関する法律施行条例
総 務	議案第 3 号	知立市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 4 号	知立市特別保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 5 号	知立市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 6 号	知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 7 号	知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 8 号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 9 号	知立市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 10 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 11 号	知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例
土 木	議案第 12 号	市道路線の認定について
	議案第 13 号	令和 4 年度知立市一般会計補正予算（第 12 号）

所 管	番 号	案 件
国 保	議案第 1 4 号	令和 4 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
長 寿	議案第 1 5 号	令和 4 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
国 保	議案第 1 6 号	令和 4 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
水 道	議案第 1 7 号	令和 4 年度知立市水道事業会計補正予算（第 3 号）
下 水	議案第 1 8 号	令和 4 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
	議案第 1 9 号	令和 5 年度知立市一般会計予算
国 保	議案第 2 0 号	令和 5 年度知立市国民健康保険特別会計予算
財 務	議案第 2 1 号	令和 5 年度知立市土地取得特別会計予算
長 寿	議案第 2 2 号	令和 5 年度知立市介護保険特別会計予算
国 保	議案第 2 3 号	令和 5 年度知立市後期高齢者医療特別会計予算
水 道	議案第 2 4 号	令和 5 年度知立市水道事業会計予算
下 水	議案第 2 5 号	令和 5 年度知立市下水道事業会計予算

報告第 1 号

令和 4 年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 1 号）

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第 2 号

令和 5 年度知立市土地開発公社事業計画及び予算

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 1 号）

（専決処分書別紙）

令和 5 年 2 月 22 提出

知立市長 林 郁 夫

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金261,835円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和4年12月14日 午後1時30分頃
 - (2) 発生場所 知立市上重原町城後63番地3 地先 市道上
 - (3) 経 過 相手方が自動車で市道知立中央通線を北進していたところ、上重原西保育園駐車場内に設置されていた看板が強風により外れ、あおられたことにより相手方車両右側面に接触し、これを損傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 車両（ホンダ エヌボックス）の右側ドアの擦過傷及びへこみ
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和5年2月3日

知立市長 林 郁 夫



報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 2 号）

（専決処分書別紙）

令和 5 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金103,600円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和4年11月16日 午後0時50分頃
 - (2) 発生場所 知立市牛田町尼子田35番地1
 - (3) 経 過 健康増進課職員が、相手方の隣家における産婦訪問の用務を終え、当該訪問先から帰庁するため自動車を発進させ左折により道路に進入しようとした際、左側方の確認不足により、相手方所有のブロック塀に接触し、これを損傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 ブロック塀の損傷
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和5年2月7日

知立市長 林 郁 夫



同意第 1 号

知立市公平委員会委員の選任について

下記の者を知立市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

川 口 直 也

生年月日

[REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、前任者の退職のため必要があるからである。

同意第 2 号

知立市公平委員会委員の選任について

下記の者を知立市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

磯 村 洋 子

生年月日

[REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 3 号

知立市教育委員会委員の任命について

下記の者を知立市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

寺 田 節 子

生年月日

[REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

議案第 1 号

第 3 次知立市一般廃棄物処理基本計画の変更について

第 3 次知立市一般廃棄物処理基本計画を別紙のとおり変更するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 9 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

提案理由

この案を提出するのは、第 3 次知立市一般廃棄物処理基本計画を変更するため必要があるからである。

議案第 2 号

知立市個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 3 0 条第 1 項又は第 3 1 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者の権限を行う市長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第 3 条 開示請求書には、法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第 4 条 市の機関が開示決定等をする場合における法第 8 3 条第 1 項及び第 8 4 条の規定の適用については、同項中「3 0 日以内」とあるのは、「1 4 日以内」とし、同条中「6 0 日以内」とあるのは「4 4 日以内」と、「同条第 1 項」とある

のは「知立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年知立市条例第号）第４条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第５条 法第８９条第２項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

２ 法第８７条第１項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第２８条第４項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（訂正請求の手続）

第６条 訂正請求書には、法第９１条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第７条 利用停止請求書には、法第９９条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（知立市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第８条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、知立市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１３年知立市条例第３０号）第１条に規定する知立市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（１）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（２）法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は改めようとする場合

（３）前２号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、又は改めようとする場合

（実施状況の公表）

第９条 市長は、毎年１回、市の機関における個人情報の開示その他この条例の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（知立市個人情報保護条例の廃止）

第2条 知立市個人情報保護条例（平成13年知立市条例第29号）は、廃止する。

（知立市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の知立市個人情報保護条例

（以下「旧条例」という。）第11条第4項又は第12条第3項（旧条例第12条第4項において準用する場合を含む。）の規定によるその事務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1）この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（2）この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

（3）この条例の施行前において旧実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせていた公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第15条若しくは第28条の規定による請求又は旧条例第36条の規定による申出がされた場合における旧条例第2条第7号に規定する公文書に記録されている旧個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正、利用の停止、削除及び提供の停止並びに旧個人情報の取扱いの是正については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自

己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(知立市情報公開条例の一部改正)

第4条 知立市情報公開条例（平成13年知立市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条中「法令」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を除く。）」を加え、「（知立市個人情報保護条例（平成13年知立市条例第29号）を除く。）」を削る。

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 3 号

知立市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

知立市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 3 年知立市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び知立市個人情報保護条例（平成 1 3 年知立市条例第 2 9 号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）及び知立市議会個人情報保護条例（令和 5 年知立市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）」に改める。

第 2 条及び第 2 条の 2 を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関

イ 個人情報保護法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした市の機関

ウ 議会個人情報保護条例第 4 5 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした議長

(2) 公文書 情報公開条例第 1 2 条第 1 項に規定する開示決定等（次条第 1 号において「開示決定等」という。）に係る公文書（情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第2号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）

イ 議会個人情報保護条例第25条第1項、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第4号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

（所掌事項）

第2条の2 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
 - (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
 - (3) 知立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年知立市条例第8号）第8条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
 - (4) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は議会個人情報保護条例第18条第2項、第31条第2項若しくは第38条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
 - (5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
 - (6) 番号利用法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項
- 第5条第1項中「当該実施機関」を「諮問庁」に、「開示決定等に係る公文書」を「公文書又は保有個人情報」に改め、同項後段中「公文書」を「公文書又は保有個人情報」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「」又は実施機関」を

「以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査関係人」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条（見出しを含む。）中「審議」を「調査審議」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（意見の陳述）

第6条 審査会は、審査関係人から申出があったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第7条 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第8条 審査会は、第5条第3項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせよ

うとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 4 号

知立市特別保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例

知立市特別保育等の実施に関する条例（昭和 6 2 年知立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 7 条中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 5 号

知立市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

知立市子ども・子育て会議条例（平成 1 6 年知立市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 2 号中「第 7 7 条第 1 項各号」を「第 7 2 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 6 号

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26 年知立市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を第 23 条とし、第 13 条から第 19 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 12 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒
の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のため
の訓練を定期的に実施する」に改め、同条を第 15 条とし、第 11 条を第 13 条と
し、同条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染
症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施する
ための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条にお
いて「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置
を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知すると
ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に
応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第 10 条を第 12 条とし、第 6 条から第 9 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 5 条の

次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第６条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２ 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

３ 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４ 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第７条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 7 号

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年
知立市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的
保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳
幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活
その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的
保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において
「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなけれ
ばならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前
項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図
られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけ
ればならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全
計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 8 号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年知立市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)及びウ中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 3 号中「第 2 5 条」を「第 2 5 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1号第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第50条中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、学校教育法等の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 9 号

知立市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

知立市児童発達支援センター条例（令和元年知立市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）一時預かりに関する事業

第 4 条第 1 号中「の者」を「のもの」に改め、同条第 3 号中「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（4）前条第 4 号に係る事業 次条第 1 項の規定により前条第 1 号に掲げる事業の利用の許可を受けた者の児童のうち、保護者の就労その他の規則で定める事由により家庭において保育を受けることが一時的に困難となったもの

第 5 条第 1 項中「第 3 条第 1 号又は第 2 号」を「第 3 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号」に改め、「者」を「児童の保護者」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 3 条第 1 号又は第 2 号」を「第 3 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる事業に係る」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 第 3 条第 4 号に掲げる事業に係る費用の額は、3 0 分以内の利用にあつては 1 0 0 円とし、3 0 分を超える利用にあつては 1 0 0 円にその超える時間 3 0 分以内ごとに 1 0 0 円を加算した額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第 2 項の費用の額が 0 円となる者からは、前項に掲げる費用を徴収しない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、知立市児童発達支援センターにおいて一時預かりに関する事業を実施するため必要があるからである。

議案第 10 号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 45 年知立市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 5.2」を「100 分の 5.44」に改める。

第 4 条中「2 万 2,200 円」を「2 万 4,200 円」に改める。

第 5 条第 1 号中「1 万 5,800 円」を「1 万 6,800 円」に改め、同条第 2 号中「7,900 円」を「8,400 円」に改め、同条第 3 号中「1 万 1,850 円」を「1 万 2,600 円」に改める。

第 23 条第 1 項第 1 号ア中「1 万 5,540 円」を「1 万 6,940 円」に改め、同号イ(ア)中「1 万 1,060 円」を「1 万 1,760 円」に改め、同号イ(イ)中「5,530 円」を「5,880 円」に改め、同号イ(ウ)中「8,295 円」を「8,820 円」に改め、同項第 2 号ア中「1 万 1,100 円」を「1 万 2,100 円」に改め、同号イ(ア)中「7,900 円」を「8,400 円」に改め、同号イ(イ)中「3,950 円」を「4,200 円」に改め、同号イ(ウ)中「5,925 円」を「6,300 円」に改め、同項第 3 号ア中「4,440 円」を「4,840 円」に改め、同号イ(ア)中「3,160 円」を「3,360 円」に改め、同号イ(イ)中「1,580 円」を「1,680 円」に改め、同号イ(ウ)中「2,370 円」を「2,520 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「3,330 円」を「3,630 円」に改め、同号イ中「5,550 円」を「6,050 円」に改め、同号ウ中「8,880 円」を「9,680 円」に改め、同号エ中「11,100 円」を「12,100 円」に改める。

附則第3項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則第15項中「1万5,540円」を「1万6,940円」に、「1万6,206円」を「1万7,666円」に、「1万1,100円」を「1万2,100円」に、「1万2,210円」を「1万3,310円」に、「4,440円」を「4,840円」に、「6,216円」を「6,776円」に、「3,330円」を「3,630円」に、「2,997円」を「3,267円」に、「5,550円」を「6,050円」に、「4,995円」を「5,445円」に、「8,880円」を「9,680円」に、「7,992円」を「8,712円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため必要があるからである。

議案第 11 号

知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険条例（昭和 45 年知立市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に、「42 万円」を「50 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の知立市国民健康保険条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 12 号

市道路線の認定について

市道路線を認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

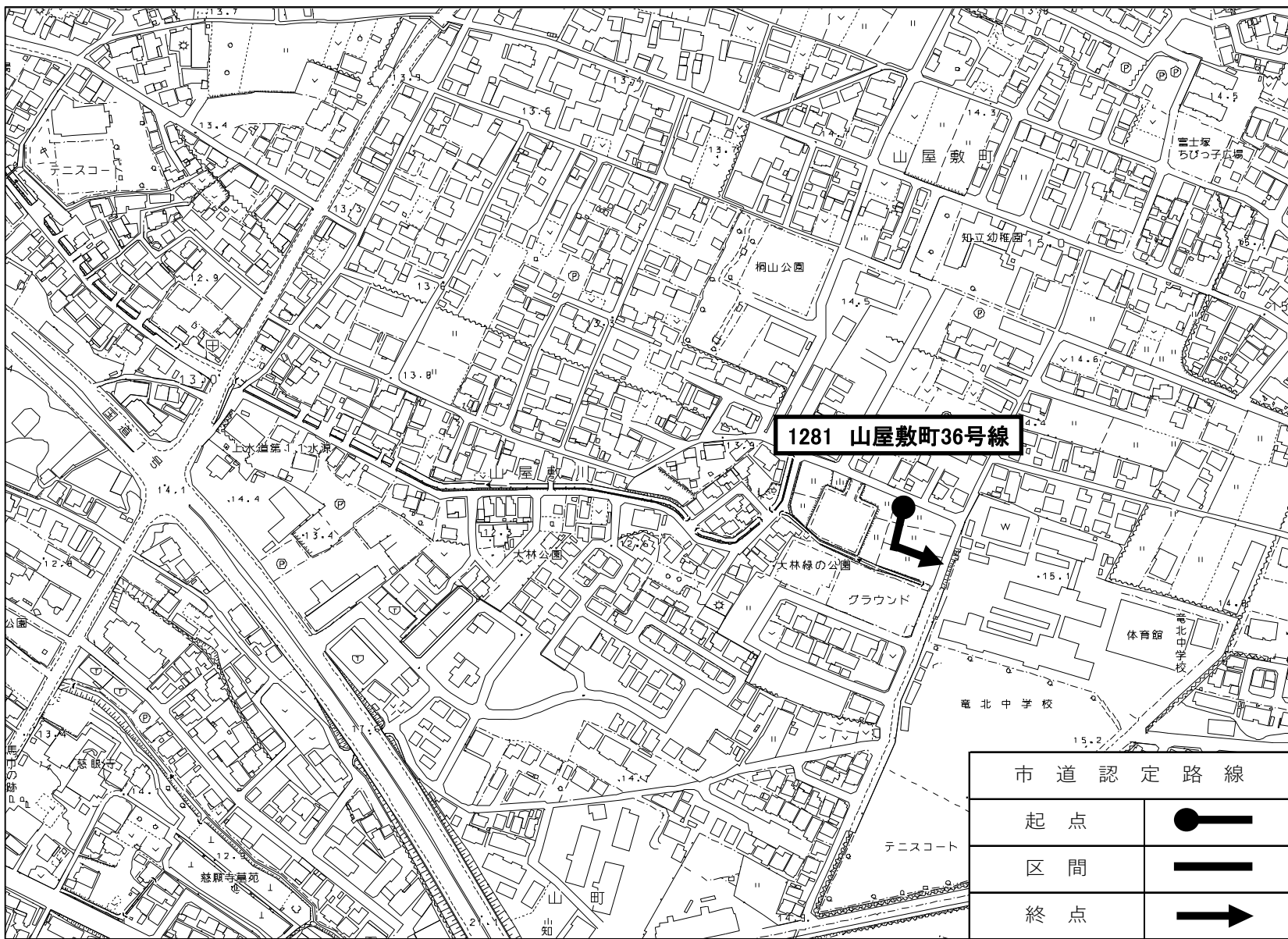
知立市長 林 郁 夫

提案理由

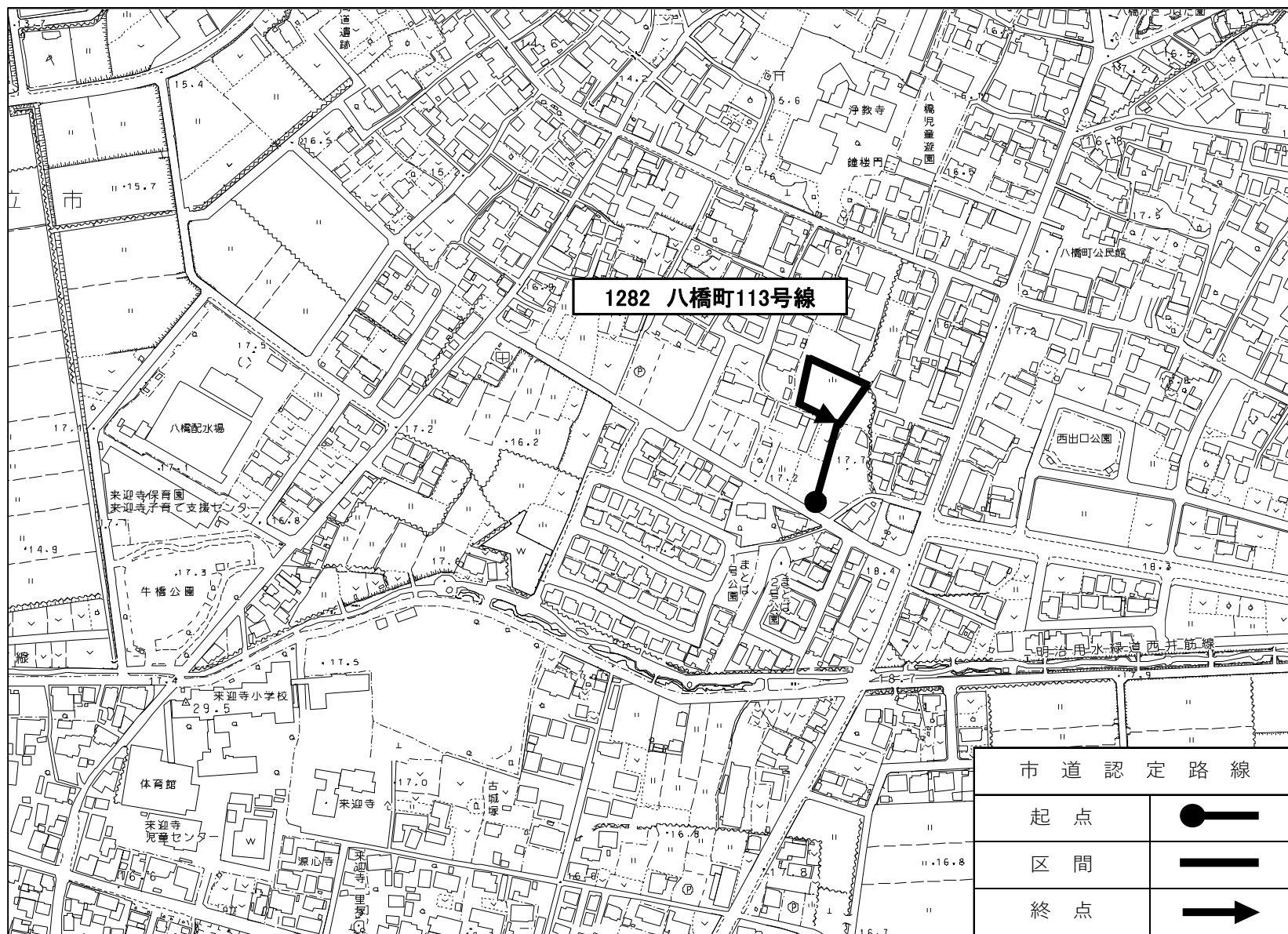
この案を提出するのは、新たに道路の整備及び維持管理をするため市道として認定する必要があるからである。

認定路線

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
1281	山屋敷町 3 6 号線	山屋敷町東山	山屋敷町東山
1282	八橋町 1 1 3 号線	八橋町の場	八橋町の場
2364	西町 3 7 号線	西町宮腰	西町宮腰
2365	中山町 5 号線	中山町神狭間	中山町神狭間
2366	中山町 6 号線	中山町神狭間	中山町神狭間
2367	中山町 7 号線	中山町神狭間	中山町神狭間
2368	本町桜木町 1 号線	本町本	桜木町桜木

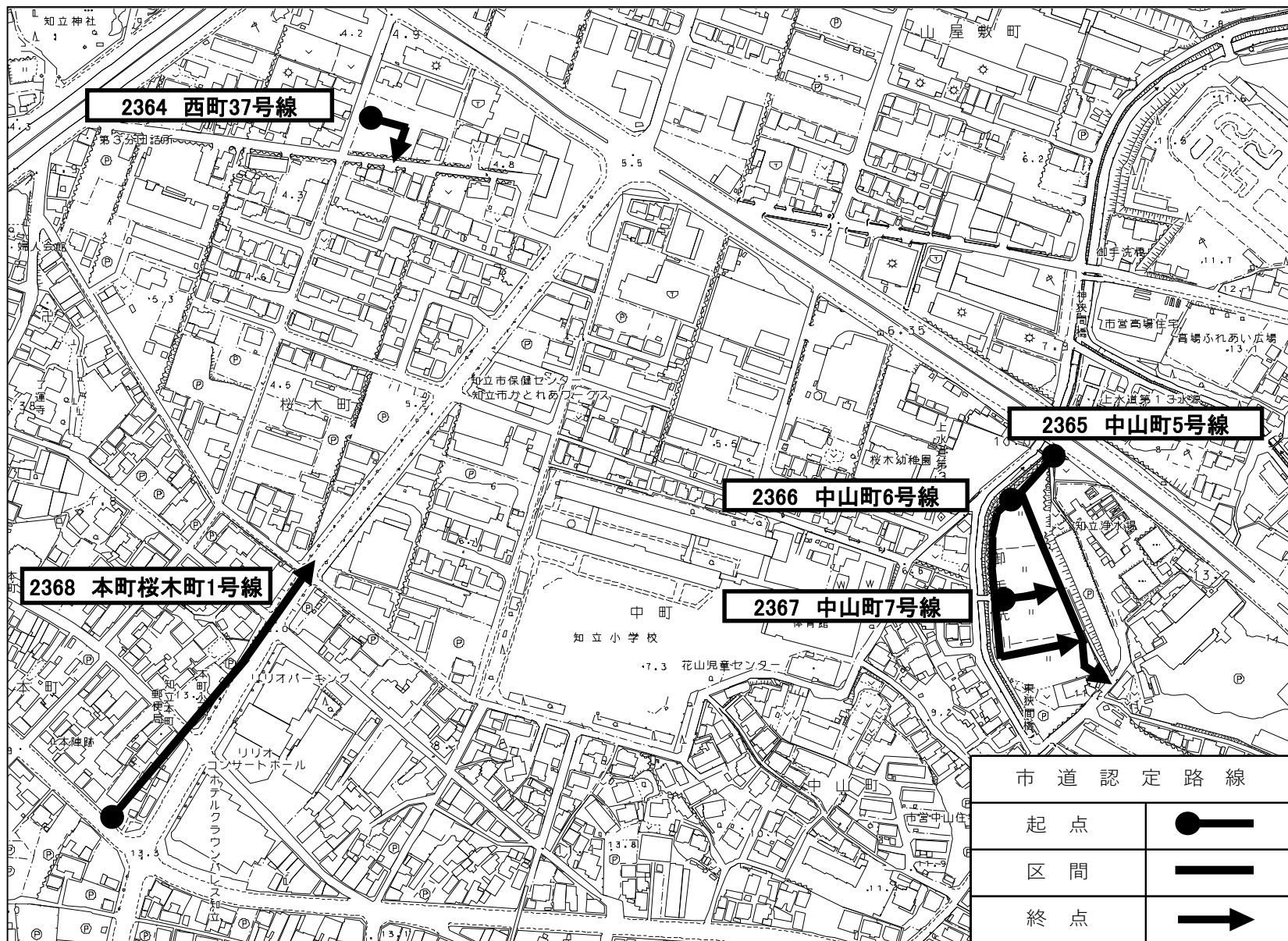


市道認定路線	
起 点	
区 間	
終 点	



1282 八橋町113号線

市道認定路線	
起 点	
区 間	
終 点	



2364 西町37号線

2365 中山町5号線

2366 中山町6号線

2367 中山町7号線

2368 本町桜木町1号線

市道認定路線	
起 点	
区 間	
終 点	

